

一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 701 628 763">議席番号</th> <th data-bbox="628 701 1437 763">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 763 628 842">1 3</td> <td data-bbox="628 763 1437 842">山崎 勇喜</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 842 628 920">1 4</td> <td data-bbox="628 842 1437 920">大塚 房男</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 920 628 987">1 8</td> <td data-bbox="628 920 1437 987">栗原 健次</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1 3	山崎 勇喜	1 4	大塚 房男	1 8	栗原 健次
議席番号	委員氏名								
1 3	山崎 勇喜								
1 4	大塚 房男								
1 8	栗原 健次								

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>ただ今から2023年第10回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員16名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より都市整備部開発調整課、関祐作参事と環境経済部農業振興課、舟田由彦課長が出席しております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日午前9時15分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生産緑地の取得斡旋について (2) 農地利用最適化推進委員の応募状況及び選考について (3) 農業委員の応募状況と選考状況について (4) 視察研修について <p>以上、4項目について協議しました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号、農地法第3条（委員会） 1議案1件</p> <p>日程2 議案第2号、農地法第5条（知事） 1議案8件</p> <p>日程3 議案第3号、農地法第5条計画変更申請（知事） 1議案1件</p> <p>日程4 議案第4号、租税特別措置法適格者証明 1議案2件</p> <p>合計4議案となります。</p> <p>なお、日程2 議案第2号、農地法第5条（知事）申請番号78番は議案書発送後に取下げがありましたので、欠番となります。議案書から削除をお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号13番山崎勇喜委員、14番大塚房男委員、18番栗原健次委員を指名いたします。</p>
議長	<p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p>

議長	それでは議事にはいります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 3 2 番について会議規則第 1 9 条第 3 項の規定により事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）について、許可申請が 1 件ありましたので審議を求めます。</p> <p>申請番号 3 2 番、所有権移転、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではナス、ピーマン、トマト及び水稲の作付けを行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。申請人は、春日部市内には経営農地はありませんが、幸手市で農業経営を行っていることから、幸手市農業委員会に経営状況を確認したところ、農地 13,500 m²を自作しているとのこと。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>（なしの声あり）</p>
議長	異議なしと認め、はじめに申請番号 3 2 番について担当地区の新井竹夫推進委員より意見を求めます。
委員	申請番号 3 2 番について報告いたします。令和 5 年 1 0 月 1 3 日に、横井農業委員、岡本農業委員、伊藤農業委員、田口推進委員、古谷推進委員、上原推進委員、事務局職員 1 名および私の 8 名で申請地の現地調査等を実施したところ、申請地 3 筆のうち、2 筆は問題がなかったものの、残る 1 筆については砂利が敷かれており、駐車場として使用しているのではないかと見受けられました。その後、事務局を通じて代理人に指導を行ったところ、申請地は改善した、と報告があったので 1 0 月 1 8 日水曜日に現地を再度確認したところ、砂利が撤去され、農地として復しておりました。これで申請地は全て、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認いたしました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 9 番横井貞夫委員より

	<p>申請番号 3 2 番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号 3 2 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員 5 人の合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 3 2 番を事前審査委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第 1 号、農地法第 3 条 (委員会) 申請番号 3 2 番を事前審査委員の報告のとおり許可と決しました。</p>
議長	<p>次に日程 2、議案第 2 号、農地法第 5 条 (知事) を議題といたします。会議規則第 1 9 条第 3 項により申請番号 7 7 番、7 9 番から 8 5 番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 3 頁をご覧ください。議案第 2 号、農地法第 5 条 (知事) について許可申請が 8 件ありましたので審議を求めます。</p> <p>はじめに申請番号 7 7 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は 3 頁、詳細図は 4 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に放流する計画で該当する土地改良区発行の排水放流許可書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に</p>

開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号79番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。しかし、申請に必要な譲受人の無資産証明、及び住民票の添付が無く、現在代理人に提出を求めているところです。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、該当する下水道組合の下水管に放流する計画で、下水道組合の排水放流承諾書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号80番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は土木建設業を営んでおり、申請は資材置場の新設です。現在使用している市内の資材置場の借用期限が12月末となっており、所有者から返還を迫られたため、新たに資材置場を設置する計画です。申請地には条件付所有権移転仮登記がついていますが、申請書類に仮登記解除予定等を示す書類が無いいため、現在代理人に提出を求めているところです。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については他法人からの融資で、融資証明書及び融資者の金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書3頁から5頁、申請番号81番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は地盤が軟弱で農作業ができずにいたため、農地改良を行い、畑として活用する計画です。農地改良後は市内の農業法人が麦を作付ける計画です。この農業法人が耕作を予定している農地には現在、市農業振興課あてに利用権設定の申し込みがされています。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため、建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。案内図は11頁、詳細図は12頁から16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。

さい。工事期間は許可日から9か月です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク「機構一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

次に、議案書6頁、申請番号82番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は主に非鉄金属の輸出入及び販売業を営んでおり、申請は資材置場の新設です。現在使用している市外の資材置場が手狭になったことから新たに資材置場を設置する計画です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷のため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きが提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号83番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、土地を所有する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和5年7月10日自己専用住宅で公告済の証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理で、オーバーフロー分は既設道路側溝に、生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝にそれぞれ放流する計画で、該当する土地改良区発行の事前協議書が添付されています。資金計画については親族が経営する法人からの融資で、融資証明書及び融資法人の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール以上であり、第1種農地と考えます。

次に、申請番号84番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添

付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理で、オーバーフロー分は既設道路側溝に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号85番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は建設業を営んでおり、申請は資材置場の新設です。現在使用している市内2カ所の資材置場が手狭になったことから新たに資材置場を設置する計画です。しかし、現地写真では現在の資材置場にまだ余裕があるように見えること、手狭になることを示す経営状況等がわかるものの添付がないため、現在代理人に確認を求めているところです。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックと鋼板を設置します。雨水は砂利敷のため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長 次に、申請番号81番について担当地区の新井竹夫推進委員より意見を求めます。

委員 申請番号81番について現地調査の報告をいたします。現地調査等の日程及び人員については先ほど申し上げた通りです。申請地及び申請人保有農地について、現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認いたしました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号83番について担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。

委員 令和5年10月10日に、山崎農業委員、瀬尾推進委員及び私の3名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適

正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、議席番号9番、横井貞夫委員より申請番号77番、79番、80番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号77番、79番、80番について事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。はじめに、申請番号77番について報告いたします。申請農地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。また、申請についても問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

次に、申請番号79番について報告いたします。申請農地の現地調査を実施したところ、問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。しかしながら申請に必要な譲受人の無資産証明、及び住民票の提出がありません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、譲受人の資産の有無、及び現在の住所地の確認を行うことを条件とし、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号80番について報告いたします。申請農地の現地調査を実施したところ、問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。しかしながら、事務局からの説明にもありましたとおり、申請地には条件付所有権移転の仮登記がついていますが、申請書類に仮登記解除予定等を示す書類がありません。以上のことから、埼玉県の審査にあたっては、申請農地の仮登記について確認を行うことを条件とし、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

次に、議席番号8番岡本勉委員より申請番号81番から85番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号81番から85番について事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。はじめに、申請番号85番について報告いたします。申請地等の現地調査を実施したところ、稲を収穫した跡があり、問題はありませんでした。しかし、事務局の説明にもありましたとおり、譲受人が現在使用している資材置場の写真では、まだ置場に余裕があるように見えること、今後、資材置場が手狭になるという経営状況等を示すことの確認がとれません。また、現地調査の際にも現在使用している資材置場を改めて確認しましたが、写真のとおり余裕があるように見えました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により不許可相当、とすることと決

しました。

次に、申請番号 81 番及び 83 番について報告いたします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なしと報告がありました。事前審査の際も申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われま。以上のことから、事前審査委員 5 人の合議により許可相当、とすることと決しました。

続いて、申請番号 82 番及び 84 番について報告いたします。申請地の現地調査を実施したところ問題はありませんでした。申請についても問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われま。以上のことから、事前審査委員 5 人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

申請番号 85 番について、事前審査委員より不許可相当と報告がありました。次に、申請番号 79 番、80 番について事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって、はじめに申請番号 85 番、次に、申請番号 79 番、80 番、その次に、申請番号 77 番、81 番から 84 番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号 85 番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第 2 号、農地法第 5 条 (知事) 申請番号 85 番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号 79 番、80 番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第 2 号、農地法第 5 条 (知事) 申請番号 79 番、80 番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

議長 次に、申請番号77番、81番から84番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号77番、81番から84番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。81番については、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付した上で県知事に送付いたします。

議長 次に、日程3、議案第3号、農地法第5条事業計画変更申請を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号1番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案書7頁をご覧ください。議案第3号、農地法第5条の許可後の計画変更申請について、申請が1件あったので、審議を求めます。申請番号1番、使用貸借権設定、詳細は議案書のとおり。この申請については、農地改良をするため令和4年6月6日付で申請、令和5年2月28日付で許可となった農地の、当初の事業計画内容を変更するものです。事業計画変更申請の理由ですが、当初は道路からの雨水の流入を防ぎ、農機具の搬入を容易にして効率よい農作業を行うため、耕作面を約20cmあげる計画でしたが、給排水設備等の運用に支障が出ることが判明したため、今回の変更申請となったとのことです。案内図は25頁、詳細図は26頁から27頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事内容は、現在の耕作土の下部の土を掘削して表土として利用する方法で行うとのことです。資金計画については、金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は農振農用地です。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番川鍋浩之委員より申請番号1番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号1番について事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、現地は問題なく、計画変更後の施工計画についても周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により承認する、と意見を付することと決しました。

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり承認する、と意見を付すことに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条事業計画変更申請、申請番号1番について承認する、と意見を付して県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程4、議案第4号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号13番、14番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書8頁をご覧ください。議案第4号、租税特別措置法適格者証明について申請が2件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。</p> <p>議案書8頁から9頁、申請番号13番、詳細は議案書のとおり。案内図は29頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は250日です。</p> <p>次に議案書9頁、申請番号14番、詳細は議案書のとおり。案内図は30頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は250日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号13番について担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。</p>
委員	<p>令和5年10月11日に、小川農業委員、川鍋農業委員、石川推進委員及</p>

び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号14番について担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。

委員 令和5年10月10日に、山崎農業委員、瀬尾推進委員及び私の3名で申請地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番川鍋浩之委員より申請番号13番、14番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号13番、14番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により証明する、と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号13番、14番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号13番、14番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に、
日程5 報告第1号、農地法第3条の3（相続等による権利移動）

	<p>日程6 報告第2号、農地法第4条(届出)</p> <p>日程7 報告第3号、農地法第5条(届出)</p> <p>日程8 報告第4号、農地法第18条(通知)</p> <p>日程9 報告第5号、違反転用事案報告</p> <p>につきましては、議案書の10頁から21頁にお示しのとおりです。</p> <p>以上で議案は終了しました。</p>
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
	(事務局より11月総会の開催日についての連絡あり)
議長	次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、2023年第10回総会を閉会いたします。
	閉会(午前10時50分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和5年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 _____

農業委員 13番 _____

農業委員 14番 _____

農業委員 18番 _____